

令和 4 年 5 月 2 6 日

京 都 市

**令和 3 年度の業務履行に対する評価及び意見について（まとめ）**

令和 4 年 3 月 1 6 日開催の第 2 4 回京都市ごみ収集業務評価推進会議において、令和 3 年度に実施した「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート結果とセルフチェック結果の比較」などに基づき、各委員から令和 3 年度の業務履行に対する評価や意見をいただいた。

アンケート調査結果などから、これまでの様々な取組を前向きに評価していただいたが、今後の取組に対する意見は次のとおりであった。いただいた御意見を踏まえ、今後のごみ収集業務の改善に活かしていく。

**第 2 4 回京都市ごみ収集業務評価推進会議の評価及び意見****意見 1：委託事業者との更なる連携等による公衆衛生の維持**

- 京都市では、将来にわたる公衆衛生の維持を前提に、ごみ収集運搬業務の委託化を推進しており、令和 3 年度には 6 3 % まで委託化を進めてきた。この間、委託化が進む中であっても、市民サービスを低下させることなく安定的に収集業務を実施してきたこと、さらに、新型コロナウイルス感染が拡大する中であっても、適切な対策を講じ、臨機応変に対応することにより、ごみ収集業務を維持してきたことは評価したい。
- また、かねてから意見や要望が多かったカラスによるごみの散乱被害への対策について、市民の声に耳を傾け、防鳥用ケージ購入助成制度を創設することについても、併せて評価したい。
- 今後、令和 6 年度での委託化率 7 0 %、令和 9 年度での委託化率 7 5 % に向けて、ごみ収集業務の委託化を進めることとしており、更なる委託化率の上昇に伴い、委託事業者の役割がますます重要となる。このため、これまで以上に委託事業者と連携を図り、引き続き、公衆衛生の根幹を担うごみ収集業務を一日も欠かさずことなく実施されたい。
- 併せて、令和 4 年 4 月の北部まち美化事務所と東部まち美化事務所の統合に際し、収集漏れや収集時間の大幅な遅れなどが生じないよう、市民生活への影響を最小限に抑えるよう取り組まされたい。

**意見 2：市民とのコミュニケーションによる資源ごみの分別ルール徹底**

- 令和 3 年度に実施したプラスチック製品（以下、「プラ製品」という。）の分別回収の社会実験で得た市民アンケート結果等を踏まえ、令和 5 年 4 月からのプラ製品の分別回収を実施すること、また、この間、市民の身近な公園等に職員が出向き、資源物を回収する「移動式拠点回収」を拡充してきたことは評価したい。
- プラ製品の分別回収の実施に当たっては、まち美化事務所やエコまちステーションが、市民にとってより身近な存在として、これまでに培ってきた現場力を活かし、市民に寄り添って分別の相談等に応じることが極めて重要となる。これまで、プラスチック製容器包装の分別実施率が約 4 0 % にとどまっている状況を踏まえ、わかりやすい分別ルールを設定するとともに、移動式拠点回収をはじめ、フェイストゥフェイスで多くの市民とコミュニケーションが図れる貴重な機会を積極的に活用し、分別ルールの更なる徹底

を図ること。

- また、学生等への周知に当たっては、大学や不動産業者と連携するなど、効果的な分別ルール の啓発に取り組ま たい。

### **意見 3 : ごみ減量・資源循環の取組推進**

- 京都市では、令和 3 年度末に「京・資源めぐるプラン」を策定し、ごみ減量施策のみならず、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた新たな施策を、総合的かつ計画的に推進していくこととしており、とりわけ、燃やすごみの 1 割以上を占める食品ロスの削減や、世界的な問題となっているプラスチックごみ対策については、重点施策として強力に推進することとしている。
- この間、食品ロス対策として、全国に先駆けて削減目標を掲げ、販売期限の延長や「てまえどり」の促進などの啓発を進めてきたほか、プラスチックごみ対策としても、この度、他の政令指定都市に先駆け、プラ製品の分別回収に取り組むなど、環境先進都市として、全国をリードする取組を行ってきたことは評価したい。
- 今後も、引き続き、食品ロス削減対策やプラスチックごみ対策に積極的に取り組むこと。また、事業者においても、食品ロス対策の取組や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえた、特定 1 2 品目の使い捨てプラスチック削減等の取組も進められていることから、こうした民間事業者とも連携を図り、更なるごみ減量・資源循環を図られたい。

## 令和 4 年度の取組状況について

### 1 意見 1 委託事業者との更なる連携等による公衆衛生の維持

#### (1) まち美化事務所の統合

令和 4 年 4 月に北部まち美化事務所と東部まち美化事務所を統合し、まち美化事務所を再編（7 → 6 箇所）した。

統合直後は、収集ルートの再構築に伴って一部の地域で収集時間帯が変更となったことから、市民からの問合せが生じていたが、収集時間の変更等の理由を丁寧に説明するとともに、適宜、収集状況を留意しながら収集ルートの調整を行うことで、その後は特に混乱もなくごみ収集を実施している。

#### (2) 直営と委託事業者との連携

本市では厳しい財政状況の下、ごみ収集業務の効率化を図るため、令和 6 年度の委託化率 70%、令和 9 年度の委託化率 75% を目指し、令和 4 年 4 月時点で 66% まで委託化を進めた。

委託事業者との連携に関しては、委託事業者 10 社と本市による意見交換会を開催し、各社が抱える課題を共有するとともに、更なる市民サービス向上を目指して連携を深めていくことを確認したほか、昨年度に引き続き、各まち美化事務所において委託事業者との連絡調整会を実施し、午前収集の実施状況、不適正排出の状況などを共有するとともに、意見交換会で出された課題等の解決に向けた議論を行った。

#### (3) 京都市防鳥用ケージ購入助成事業

ごみ集積場所におけるごみの散乱被害への更なる対策として、新たに市民の皆様が購入するケージの購入費用の一部を助成する事業を令和 4 年 6 月に創設し、2 期に分けて募集を行った。

1 期終了時点での応募件数が想定よりも少なかったことから、2 期募集では予算の範囲内で上乘せして募集（100 件）するとともに、募集期間終了後も 2 月末まで随時応募を受け付けた。

この結果、今年度は、年間の募集件数を 300 件と想定した中で、実績は 101 件という結果であり、ケージの保管場所や購入に当たっての費用面の問題など、定点利用者間の合意形成に時間を要する（または申請を見送る）、といった地域事情があったものと認識している。

##### ○ 助成金額

助成割合	助成額の上限	申請個数の上限
購入価格の 2 分の 1	15,000 円/個	2 個/定点

※ 助成金の申請は、定点 1 箇所につき 1 回限りとする。

##### ○ 応募状況（令和 5 年 2 月末時点）

	応募件数	応募個数	募集件数
第 1 期 (6/3～7/29 募集)	43 件	50 個	150 件
第 2 期 (9/16～2/28 募集)	58 件	66 個	250 件
計	101 件	116 個	

#### (4) コロナ禍におけるごみ収集業務の維持

昨年度に引き続き、公衆衛生の維持の根幹を担うエッセンシャルワーカーとして、直営、委託ともに、収集業務に影響が生じないように、徹底した感染予防対策を実施しながら、業務を行った。

新型コロナ感染症が流行した令和4年7月から9月頃(第7波)に、一時期、まち美化事務所で多数の感染者が発生したが、BCP(業務継続計画)に基づき、エコまちステーション、まち美化推進課、他事務所からの応援をすることにより、適宜人員体制を確保しながら、ごみの収集などに影響が出ないよう措置した。

#### (5) 京都市生活環境事業協同組合によるスキル教育システムの策定

令和5年2月、京都市生活環境事業協同組合(委託事業者10社で構成)では、市民に喜ばれ持続可能なサービスを提供するための仕組みとして、“スキル教育システム<sup>※</sup>”を策定し、ごみ収集業務全体の業務品質向上の底上げとして、実効性を高める取組を進めている。本市としても、「安全・親切・ていねい・美しい」作業を確実に遂行するためには、各委託事業者の従業員教育は非常に重要であると考えており、制度の効果的な運用に向けて協力していく。

※ 各社が独自で実施している従業員教育を知識レベル・実務レベルの両面からサポートする取組。

## 2 意見2 市民とのコミュニケーションによる資源ごみの分別ルール徹底

### (1) プラスチック製品の分別回収

現在、燃やすごみとして排出されているプラスチック製品について、令和5年4月から「プラスチック類」という分別区分で、プラスチック製容器包装と一括での分別回収を実施する。

令和4年度に実施した市民等への周知啓発は以下のとおり。

令和4年

7月～ 事前周知(移動式拠点回収等での周知、地域団体等への周知・説明)

9～10月 9月市会において「しまつのこころ条例」の一部改正  
ごみネットに特設ページ掲載

11月～ 広報発表、詳細内容周知開始(7月からの周知方法は継続)

12月 ごみ収集年末年始のお知らせ内での記事記載

令和5年

1月 広報板ポスター掲示(16日～末日)、  
業者収集マンション管理者研修会

2月 パッカー車マグネットシートによる広報、町内回覧

3月 市バス・地下鉄の広告、  
市民しんぶん区版(3月15日号)挟み込み  
SNSでの発信

4月 プラスチック製品分別回収開始

**別紙1** 令和5年4月からのプラスチック製品の分別回収の実施について(広報資料)

**別紙2** プラスチック製品分別回収の啓発チラシ

## (2) 移動式拠点回収の実施状況

移動式拠点回収については、資源物排出に係る市民の皆様の利便性向上を図るため、令和2年10月から実施する箇所及び回数を拡充する取組を開始。

令和4年度は着実に実施を重ね、年度末までの見込みでは約1,500回の実施予定であり、資源循環の一層の促進に向け、次年度以降も引き続き、精力的に取り組んでいく。

### ○ 移動式拠点回収実施回数<sup>\*1</sup>

令和元年度	令和2年度 <sup>*2</sup>	令和3年度	令和4年度(12月末時点)
実施回数：221回	実施回数：308回	実施回数：951回	実施回数：1,169回

<sup>\*1</sup> 有害・危険ごみの回収数は含まない。

<sup>\*2</sup> 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、中止した期間あり。

## (3) 学生等への啓発

分別ルール of 学生への周知啓発を進めるため、新入生向けガイダンス等に使用できる動画を制作した。動画は、学生の意見や出演の協力を得て制作し、本市内の大学及び専門学校等にDVDを配布するとともに、本市ホームページでの公開を3月中に順次行っていく。

また、業者収集マンション等の所有者や管理会社、不動産業者等に対して、従来会場で実施していた講習会に加えて、令和4年度からはオンラインでの講習会も実施し、学生をはじめとした入居者に対して分別ルールを周知いただくよう説明を行った。

さらに、啓発ツール(ポスター、チラシ、ステッカー等)も提供し、啓発に使用していただくとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者とも連携し、プラスチック製品の分別回収の周知啓発を行っている。

(参考) 業者収集マンション等管理者講習会

開催形式	対面集合形式	オンライン形式
開催日	令和5年1月31日(火)	令和5年2月1日(水)～同年3月5日(日)予定
会場	京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」	動画共有サイト「YouTube」
定員	約160人	なし
内容	(1) マンション等でのごみの排出 (2) プラスチック製品の分別回収の開始 (3) ごみの分別方法の居住者への周知及び共同住宅等分別周知等届出制度	

## 3 意見3 ごみ減量・資源循環の取組推進

### (1) 食品ロス削減のための取組

これまでも全国をリードする取組を行ってきたが、引き続き、民間事業者とも連携を図り、更なる食品ロス削減の取組を進めている。

- ・販売期限の延長や「てまえどり」の促進などの啓発を実施。
- ・「京都市食べ残しゼロ推進店舗」の認定。

( (令和4年度認定店舗数実績(12月末時点))  
飲食店・宿泊施設版：1,122店舗、食品小売店版：658店舗 )

- ・食品の買い物、保存、調理の各段階での工夫を互知識も交え、楽しく紹介するWEBサイト「食べ物の「もったいない!」を探せ!～京都市フードロスチャレンジ」の開設及び食品スーパー等との連携による情報発信。

- ・食ロス削減につながる技術・サービス等を提供する事業者・団体の情報を一堂で紹介するページ「食品ロスを減らそう！お結び広場」の開設。
- ・京都市×ミツカン（まるごとベーカリー、もったい鍋、もったい菜漬け）
- ・食べ残しゼロ推進店舗が参画した民間主体による食品リサイクルのモデル事業の支援。
- ・「京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金」によるフードバンク団体の取組支援。

（令和4年度実績（12月末時点）：3団体、約150万円）

## (2) プラスチックごみ削減の取組

マイバックの携帯など、レジ袋削減につながる行動変容を促すため、街頭啓発やキャンペーン等により、継続して啓発を実施。

また、ペットボトル削減のため、マイボトルに給水できる公共施設の情報発信を行うとともに、本市及び民間施設への給水機の設置を推進（令和4年度給水機設置施設数（12月末時点）：838施設847か所）。

特定12品目の使い捨てプラスチック削減については、事業者提供削減を求める法律が施行された機を捉え、事業ごみニューレターや市民しんぶん区版での周知など、市民・事業者に向けた啓発を推進している。

## (3) リユースの取組

令和4年12月に、無料アプリ「ジモティー」を利用した、リユース促進サービスを展開している株式会社ジモティーとリユース活動を促進するための連携協定を締結した。

京都市情報館の大型ごみ、持込ごみ案内ページにおいて、「ジモティー」を紹介し、リユースを呼びかけるなど、ごみとして排出される前にリユースするよう誘導を図っている。

（参考）京都市情報館  
大型ごみ、持込ごみ案内ページ

## (4) 新たなごみ分別案内アプリの配信

ごみ分別・リサイクルの促進に向けて、平成28年度から配信を開始した、スマートフォン向けごみ分別案内アプリ「京都市ごみ半減・ここみアプリ」に替わる、新たなごみ分別案内アプリとして「さんあ〜る※」の配信を2月15日から開始した。

※ 全国の自治体で対応可能となっている汎用型のごみ分別案内アプリ。

AIチャットボット機能などの搭載により、より利便性が高いものとなっている。

別紙3 新たなごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」の配信開始（広報資料）

(広報資料)

令和4年11月17日



京都市環境政策局

〔担当：循環型社会推進部資源循環推進課〕  
電話：075-222-3946

## 令和5年4月からのプラスチック製品の分別回収の実施について

プラスチックによる海洋汚染、気候変動問題などの解決が世界的な課題となっている中、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行され、市町村に対し、家庭から排出されるプラスチック製品を分別回収、リサイクルすることが求められています。

また、本市においても「京・資源めぐるプラン」(京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030))の重点施策として、「徹底したプラスチックの資源循環」を掲げています。

このため、現在、燃やすごみとして排出されているプラスチック製品について、下記のとおり、令和5年4月から資源物として分別回収を実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 分別回収開始時期

令和5年4月3日(月)以降の各収集日から

#### 2 分別回収方法

現在、燃やすごみとして排出されているプラスチック製品(プラスチック製の「容器」と「包装」以外のプラスチックごみ)を、資源ごみ用指定袋にプラスチック製の「容器」と「包装」と一緒に入れて資源ごみの収集場所へお出しください。

収集日は、週1回のプラスチック製の「容器」と「包装」と同じ日になります。

※ 民間業者が収集するマンションの場合は、無色透明又は白色透明の袋になります。  
ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。

### 3 資源ごみとして分別回収するプラスチック製品

(1) 100%プラスチック素材を使用したもの

(例)



(2) 大部分がプラスチック素材であるもの

(例)



### 4 プラスチック製品として分別回収できないもの

以下のものは、プラスチック製品として分別回収できませんので、御注意ください。

- 収集やリサイクルの際に火災が発生するおそれがあるもの (ライターや電池・電気で動く製品など。電池を取り除いた場合も同様です。)
- 収集やリサイクルの際にケガをする危険性があるもの (刃物類など)
- リサイクル設備に影響を与えるもの
  - ・ ごみ袋が縛れない大きさのもの (目安として最長部が50cm以上のもの)
  - ・ 大きさにかかわらず、大型ごみとなる品目 (ポリタンク、クーラーボックス、衣装ケースなど)
  - ・ ひも状、シート状で長さが50cm以上のものなど
- 感染症などの危険性があるもの (在宅医療器具、マスク、一般用抗原検査キットなど)
- そのほか、リサイクルに支障があるもの
  - ・ 汚れがひどくて取れないもの (食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして汚れを取り除いてください。)

(例)



- ※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ
- ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの
- ※3 感染症など拡大防止のため

リチウムイオン電池が使われている製品（携帯扇風機、電子たばこ、ゲーム機、スマートフォンなど）は、特に火災の原因となりますので、資源ごみや燃やすごみでは絶対にお出しにならないようお願いします。

#### リチウムイオン電池が使われている製品の排出方法

- 製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内の場合  
「小型家電」として  
①資源物回収拠点(回収ボックス)へ持ち込む。  
②移動式拠点回収へ持ち込む。
- 製品の3辺が30cm×40cm×40cmを超える場合  
③大型ごみとして排出  
また、取り外し可能なリチウムイオン電池は、①資源物回収拠点(回収ボックス)、②移動式拠点回収、④(一社)JBRCの回収協力店舗へ持ち込んでください。

(参考HP)

- ①資源物回収拠点(回収ボックス)への持込み  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000182533.html>
- ②移動式拠点回収への持込み  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000269272.html>
- ③大型ごみとしての排出  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001317.html>
- ④(一社)JBRCの回収協力店舗  
[https://www.jbrc.com/general/recycle\\_kensaku/](https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/)

## 5 その他

分別回収したプラスチック製品は、現在のプラスチック製の「容器」と「包装」と同様に、再生プラスチックとして材料リサイクル又は化学工業の原料などとしてケミカルリサイクルされます。

京都市からのお知らせ

令和5年4月から  
**プラスチック製品の分別回収が  
 スタートします。**

プラスチックごみの出し方が、次のように変わります。

これまで(令和5年3月まで)

**燃やすごみ**

黄色の燃やすごみ用指定袋



民間業者が収集するマンションの場合  
無色透明又は白色透明の袋

**プラスチック製品**

(「容器」と「包装」以外の  
プラスチックごみ)



(プラスチック製品の例は裏面参照)

変更あり

**資源ごみ**

透明の資源ごみ用指定袋



民間業者が収集するマンションの場合  
無色透明又は白色透明の袋

**プラスチック製の  
「容器」と「包装」**



変更なし

令和5年4月から

**資源ごみ**

プラスチック製品を  
プラスチック製の「容器」と「包装」  
と一緒にに入れてお出してください。

透明の資源ごみ用指定袋



収集日は  
プラスチック製の「容器」と「包装」と同じ日です。

民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋  
ごみの出し方の詳細は、マンションの  
管理会社へお問い合わせください。



※ペットボトルは、引き続き、資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出してください。

**お願い!**

携帯扇風機、電子たばこ、ゲーム機、スマートフォンなど

リチウムイオン電池使用製品は、火災の原因となるので  
資源ごみや、燃やすごみでは絶対に出さないでください!!!

# 資源ごみとして分別回収するプラスチック製品(例)

## 100%プラスチック素材を使用したもの



## 大部分がプラスチック素材であるもの



- 電池・電気で動く製品は、拠点回収になります。電池を取り外した場合も同様です。
- ごみ袋が縛れる大きさのもの(→目安として最長部が50cm未満のもの)が対象です。
- 大きさにかかわらず、大型ごみとなる品目(ポリタンク、クーラーボックスなど)があります。
- 食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてください。汚れがひどくて取れないものは、燃やすごみで出してください。



# プラスチック製品として分別回収できないもの(例)

<h3>拠点回収</h3> <p>リチウムイオン電池など 電池・電気で動くおもちゃ や小型家電など</p>	<h3>大型ごみ</h3> <p>砕いたり、分解したり しないで見てください。</p> <p>クーラーボックス スーツケース ポリタンク</p>	<h3>交付された 医療機関・薬局</h3> <p>在宅医療器具</p>	<h3>燃やすごみ</h3> <p>ビニール傘※2 (1袋2本まで)</p> <p>一般用抗原検査キット※3</p> <p>ひも状、シート状で 長さが50cm以上の もの ※2</p>
※1 ライターはガスを使い切ったものは水に落して(燃やすごみ)へ ※2 リリクフル層に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため			

詳しくは [京都市 分別回収スタート](#) [検索](#)

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453

令和4年11月 京都市印刷物 第044527号

この印刷物が不要になれば、「紙がみ」として古紙回収へ!



広報資料



2月15日から  
配信スタート!!



令和5年2月15日  
京都市環境政策局  
担当：循環型社会推進部資源循環推進課  
TEL：075-222-3946

## 新たなごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」の配信開始

京都市では、ごみ分別・リサイクルの促進に向けて、平成28年度からスマートフォン向けごみ分別案内アプリ「京都市ごみ半減・こごみアプリ」を配信してまいりました。

令和5年4月からのプラスチック製品の分別回収を契機として、ごみ分別・リサイクルの更なる促進や市民サービス向上のため、現在のこごみアプリに替え、下記のア I チャットボット機能などを備えた利便性が高い、新たなごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」の配信を2月15日(水)から開始しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 アプリの概要

##### (1) 名称

「さんあ〜る」\*

※ 全国の自治体で対応可能な汎用型のごみ分別案内アプリ

##### (2) 主な機能

###### ア ごみ収集日のお知らせ

お住まいの地区を設定していただくことで、京都市のごみの収集日がカレンダーに表示されるとともに、ごみの収集日をアラームでお知らせでき、ごみの出し忘れを防ぐことができます。

###### イ A I チャットボット機能 **新たな機能!**

知りたいことのキーワードを入力し画面上で質問することで、A I (人工知能) が該当する回答を探し出し、答える機能で、知りたい情報を簡単に探すことができます。

なお、回答できなかった質問や誤字による検索エラーなどの情報から設定を補正し、皆様に使用いただくほど精度が向上します。



### ウ 資源物とごみの分け方・出し方

本市への転入者等に配付している冊子「新・正しい資源物とごみの分け方・出し方」が閲覧できます。

### エ よくある質問 新たな機能!

資源物やごみの分け方や出し方などについて、市民の皆様からよくある質問とその回答をまとめています。

### オ ごみ分別辞典

排出したい資源物やごみの名称を入力して検索することで、正しい分け方・出し方を調べることができます。



### カ 京都市からのお知らせ

カラスネットの貸し出しや防鳥用ケージの助成などの案内、ごみの排出時に特に注意が必要なもの（リチウムイオン電池、在宅医療器具、刃物類等）に関する注意事項などをお知らせします。

### キ 資源物回収拠点マップとの連携

最寄りの資源物回収拠点をマップから探すことができるウェブサイト「資源物回収マップ」と連携しています。

## 2 アプリの取得方法

### (1) インストール

スマートフォンから App Store (iPhone 用) または Google Play (Android 用) の中で「さんあ〜る」と検索し、アプリをインストールしてください。

または、以下の二次元コードからもインストールできます。

(iPhone 用)



(Android 用)



### (2) 地域設定

初期設定でお住まいの地域を選んでいただくことで、上記の機能を利用することができます。

## 3 その他

現在、運用中の「京都市ごみ半減・こごみアプリ」については、令和5年3月31日(金)まで御利用いただけますが、その後は御利用いただけなくなります。これまでこごみアプリを御愛顧いただきました市民の皆様はお手数ですが新アプリ「さんあ〜る」を取得いただけますようお願いいたします。